タリーズコーヒーフランチャイズチェーン
フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

作成日　　２０２１年8月１日

（一社）日本フランチャイズチェーン協会　正会員

タリーズコーヒージャパン株式会社

フランチャイズ契約のご案内

タリーズコーヒージャパン株式会社
〒162-0833　東京都新宿区箪笥町２２番地
事業開発本部
TEL：03-3268-8287　FAX：03-3268-8288

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法施行規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門三丁目６番２号
TEL　０３－５７７７－８７０１

この案内は２０２１年８月１日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

タリーズコーヒーフランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ
～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

当社は「タリーズコーヒー」の名のもとにフランチャイズシステムを展開しております。当チェーンの店舗は、スペシャルティコーヒー事業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗デザインなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、タリーズコーヒーフランチャイズチェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からタリーズコーヒーとは異なる独自の経営手法を重視され、タリーズコーヒーのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、タリーズコーヒーフランチャイズチェーンへの加盟をお勧めできません。

当社のタリーズコーヒーフランチャイズチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はフランチャイズ本部としてノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、かつ積極的に果たすことが経営成功の鍵なのです。

タリーズコーヒー店舗の経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目　次

項　目	頁数	法（中小小売商業振興法）及び規則（中小小売商業振興法施行規則）	公正取引委員会ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
タリーズコーヒーフランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ ～フランチャイズ契約を締結する前に～	2		
第Ⅰ部　タリーズコーヒージャパン株式会社とフランチャイズシステムについて 1　当社の経営理念	5		
2　本部の概要 社名・代表者氏名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の親会社名称・所属団体・沿革	6	規則第10条第1号 〃　第10条第2号 〃　第10条第3号 〃　第10条第5号	
3　会社組織図	8		
4　役員一覧	9	規則第10条第1号	
5　直近３事業年度の貸借対照表および損益計算書	10	規則第10条4号	
6　売上・出店状況（直営店・加盟店別）	11	規則第10条6号 〃　第11条6号ｲ	
7　加盟者の店舗に関する事項 ・直近３事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近３事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数 ・直近３事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	12	規則第11条第6号ﾛ 〃　第11条第6号ﾊ 〃　第11条第6号ﾆ	
8　訴訟件数	12	規則第10条第7号	
第Ⅱ部　フランチャイズ契約の要点 1　契約の名称	13		
2　売上・収益予測についての説明	13		2-(2)-ｲ 2-(3)-①
3　加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額、②性質、③お支払いの時期、④お支払いの方法、⑤その他	13	法11条1号 規則11条第1号ｲ～ﾎ	2-(2)-ｱ③
4　オープンアカウント、売上金等の送金	14	規則第10条13号	3-(1)-ｲ②
5　金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率	14	規則第10条14号・15号	2-(2)-ｱ⑤

6　加盟店に対する商品の販売条件に関する事項 (1)加盟店に販売又はあっせんする商品の種類、(2)商品等の供給条件、(3)配送日・時間・回数に関する事項、(4)仕入先の推奨制度、(5)発注方法、(6)売買代金の決済方法、(7)返品、(8)在庫管理、(9)販売方法、(10)商品の販売価格について	14	法 11 条 2 号 規則 11 条 2 号ｲ、ﾛ	2-(2)-ｱ① 3-(1)-ｱ 3-(3)
7　経営の指導に関する事項	15	法 11 条 3 号 規則 11 条 3 号ｲ～ﾊ	2-(2)-ｱ②
8　使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	16	法 11 条 4 号 規則 11 条 4 号ｲ、ﾛ	
9　契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項　(1)契約の期間、(2)契約の更新の要件及び手続き、(3)契約解除の条件及び手続き、(4)契約解除によって生じる損害賠償金の額、その他義務の内容等	17-18	法 11 条 5 号 規則 11 条 5 号ｲ～ﾊ	2-(2)-ｱ⑦ｲ 2-(3)-④ 3-(1)-ｲ-④
10　加盟店が定期的に支払う金銭に関する事項 (1)お支払いいただく金銭の算定方法、(2)金銭の性質、(3)支払い時期、(4)支払い方法	18-19	規則 10 条 12 号 〃　11 条 7 号ｲ～ﾆ	2-(2)-ｱ④
11　店舗の営業時間・営業日・休業日	19	規則第 10 条第 8 号	
12　テリトリー権の有無	19	規則第 10 条第 9 号	2-(2)-ｱ⑧
13　競業禁止義務の有無	19	規則第 10 条第 10 号	3-(1)-ｱ
14　守秘義務の有無	19	規則第 10 条第 11 号	
15　店舗の構造と内外装についての特別義務	19-20	規則第 10 条第 16 号	
16　契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等	20	規則第 10 条第 17 号	
17　事業活動上の損失に対する補償の有無	20		2-(2)-ｱ⑥

第Ⅰ部　タリーズコーヒージャパン株式会社とフランチャイズシステムについて

１　当社の経営理念

タリーズコーヒージャパン経営理念

一杯のコーヒーを通じて、

「お客様」、「フェロー」、「社会」

に新しい価値を創造し、共に成長する

一、その一杯に心を込める

一、お客様の期待を超越する

一、地域社会に根ざしたコミュニティーカフェとなる

一、最高の仕事が経験できて、一人一人の可能性が広がる職場をつくる

一、子ども達や青少年の成長を促すために、夢や目標のお手伝いをする

運営ポリシー　『５つの最高』

１　最高の豆！
２　最高の焙煎！
３　最高のバリスタ！
４　最高のホスピタリティ！
５　そして、最高の・・・！

５つ目の最高は、フェロー（従業員）一人一人が毎日目標を立て、最高の何かをご提供するように努めています。

2　本部の概要（２０２１年８月１日現在）

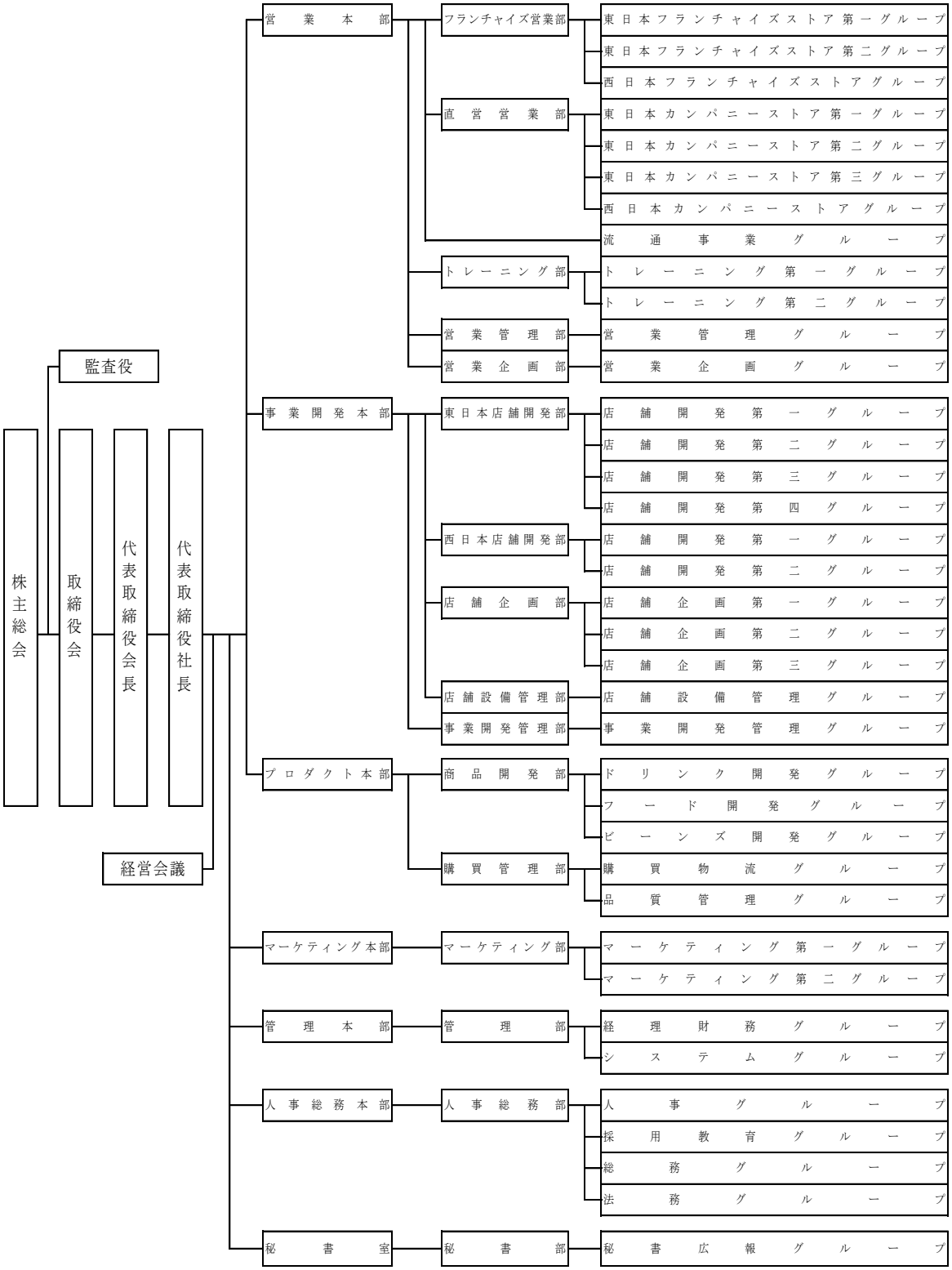
(1)　社　　名　　タリーズコーヒージャパン株式会社
(2)　代表者氏名　　代表取締役会長　　荻　田　　築
　　代表取締役社長　　小　林　　義　雄
(3)　所　在　地　　〒162-0833　東京都新宿区箪笥町２２番地
　　TEL：03-3268-8287（事業開発本部ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）FAX：03-3268-8288
　　URL:http://www.tullys.co.jp
(4)　資　本　金　　１億円
(5)　設　　立　　２００３年８月
(6)　事業内容　　カフェチェーンの運営
(7)　他に行っている事業の種類　　なし
(8)　事業の開始　　１９９７年８月
(9)　主要株主　　株式会社伊藤園
(10)　主要取引銀行　　みずほ銀行
(11)　従業員数　　９６５名（正社員のみ。当社への出向社員を含みます）
(12)　本部の親会社名称　　株式会社伊藤園（親会社）
(13)　所属団体　　一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
　　一般社団法人日本フードサービス協会

【沿　　革】

年　月	事　業　の　変　遷
1997年 8月	日本での１号店となる「タリーズコーヒー 銀座店」オープン
1998年 5月	スペシャルティコーヒーの販売を目的としてタリーズコーヒージャパン株式会社を設立
2000年 4月	FC1 号店となる「タリーズコーヒー 日本橋三越店」がオープン
2001年10月	米国 Tully’s Coffee Corporation から日本国内におけるコーヒー豆の焙煎と卸売の権利を取得
2002年 8月	会社分割により新設会社タリーズコーヒージャパン株式会社にタリーズコーヒー事業にかかる権利義務を譲渡し、フードエックス・グローブ株式会社に社名変更をして持ち株会社となる
2002年12月	100 号店となる「タリーズコーヒー 小田原ダイナシティ店」オープン
2004年 8月	200 号店となる「タリーズコーヒー イオンモール浜松志都呂店」オープン
2005年 8月	米国 Tully’s Coffee Corporation から日本内における「Tully’s Coffee」商標権を獲得
2006年 5月	300 号店となる「タリーズコーヒー 麻布十番駅前店」オープン
2006年10月	株式会社伊藤園グループとなる
2008年 4月	「フードエックス・グローブ株式会社」は「タリーズコーヒージャパン株式会社」を吸収合併したうえで、商号を「タリーズコーヒージャパン株式会社」に変更

2009年 4月	プロダクト本部・マーケティング本部において、品質マネジメントシステムＩＳＯ９００１取得
2010年11月	400 号店となる「池袋サンシャインシティアルパ店」オープン
2013年 3月	500 号店となる「歌舞伎座店」オープン
2014年 4月	全国４７都道府県に出店 555 号店となる「鳥取大学医学部附属病院店」オープン
2015年 7月	600 号店となる「ザ パーク フロント ホテル店」オープン
2017年12月 2018年 3月	700 号記念店舗として「花のれん なんばグランド花月店」、 「江ノ電江ノ島駅店」をオープン

３　会社組織図（２０２１年８月１日現在）



４　役員一覧（２０２１年８月１日現在）

取締役名誉会長	本　庄　　八　郎
代表取締役会長	荻　田　　築
代表取締役社長	小　林　　義　雄
専務取締役	丸　橋　　晶
専務取締役	進　藤　　大　典
取締役	坂　本　　全
取締役	石　井　　雅　裕
取締役	定　常　　正
取締役	齋　藤　　智
監査役	相　馬　　藤　嗣

５　直近３事業年度の貸借対照表および損益計算書

２０１９年４月期

貸借対照表　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	5,338,242	流動負債	5,351,320
固定資産	11,401,050	固定負債	3,158,713
有形固定資産	5,649,687	負債合計	8,510,034
無形固定資産	59,044	【純資産の部】	
投資その他の資産	5,692,318	株主資本	8,222,812
		資本金	100,000
		資本剰余金	70,000
		利益剰余金	8,052,812
		評価・換算差額等	6,445
		純資産合計	8,229,258
資産合計	16,739,292	負債・純資産合計	16,739,292

損益計算書（単位：千円）

科目	金額
売上高	34,568,005
営業費用	31,063,089
営業利益	3,504,916
経常利益	3,673,058
税引前当期純利益	3,169,290
当期純利益	2,088,580

２０２０年４月期

貸借対照表　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	2,716,033	流動負債	3,986,571
固定資産	12,077,748	固定負債	3,219,221
有形固定資産	6,082,586	負債合計	7,205,793
無形固定資産	111,614	【純資産の部】	
投資その他の資産	5,883,548	株主資本	7,589,973
		資本金	100,000
		資本剰余金	70,000
		利益剰余金	7,419,973
		評価・換算差額等	△ 1,985
		純資産合計	7,587,988
資産合計	14,793,782	負債・純資産合計	14,793,782

損益計算書（単位：千円）

科目	金額
売上高	32,811,696
営業費用	31,085,598
営業利益	1,725,098
経常利益	1,898,584
税引前当期純利益	1,306,460
当期純利益	871,420

２０２１年４月期

貸借対照表　（単位：千円）

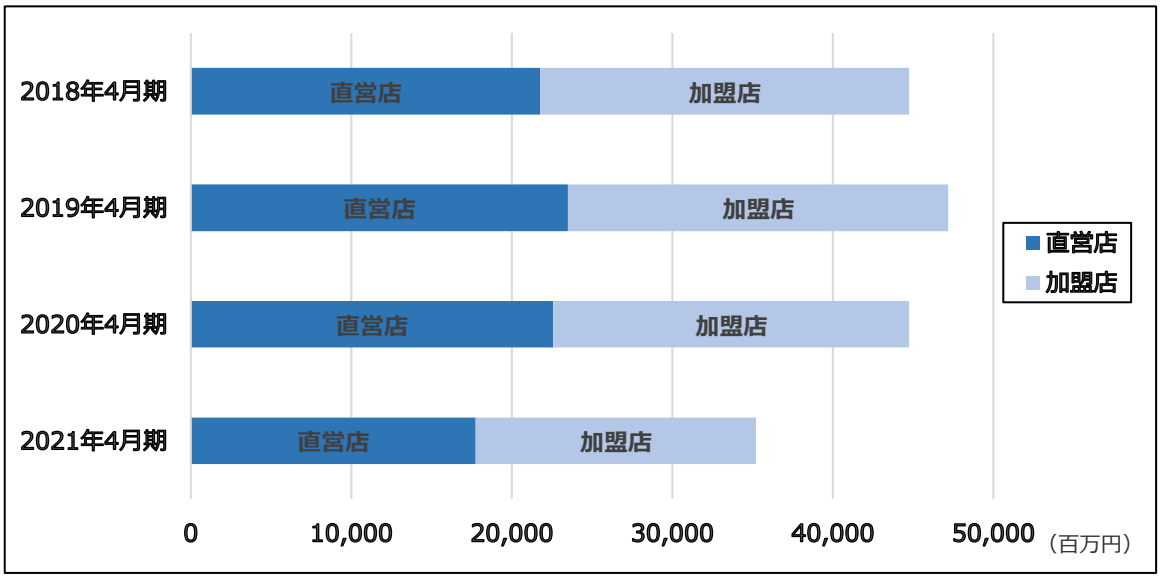
科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	4,518,856	流動負債	4,119,194
固定資産	11,726,765	固定負債	7,597,139
有形固定資産	5,198,379	負債合計	11,716,333
無形固定資産	200,095	【純資産の部】	
投資その他の資産	6,328,291	株主資本	4,526,378
		資本金	100,000
		資本剰余金	70,000
		利益剰余金	4,356,378
		評価・換算差額等	2,910
		純資産合計	4,529,288
資産合計	16,245,621	負債・純資産合計	16,245,621

損益計算書（単位：千円）

科目	金額
売上高	26,215,330
営業費用	27,589,563
営業損失	△ 1,374,232
経常損失	△ 1,182,207
税引前当期純損失	△ 2,564,286
当期純損失	△ 2,262,055

6　売上・出店状況（直営店・加盟店別）

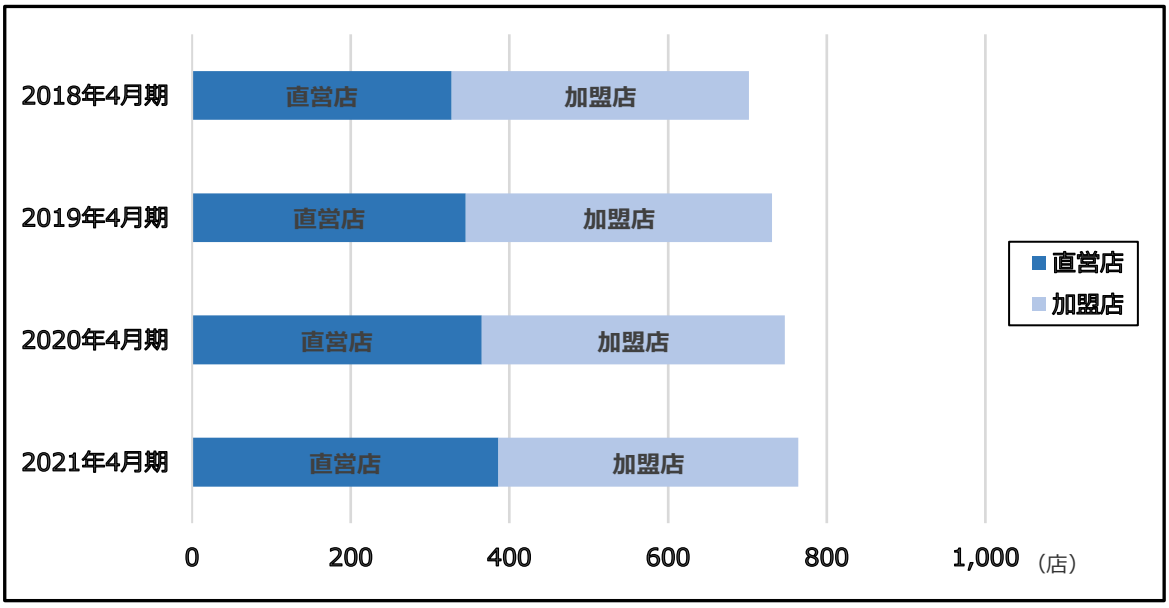
・全店売上高推移



	2018 年 4 月期	2019 年 4 月期	2020 年 4 月期	2021 年 4 月期
直　営　店	21,764,231	23,501,391	22,570,054	17,746,469
加　盟　店	22,985,394	23,684,444	22,180,743	17,471,855

（単位：千円）

・店舗数推移



	2018 年 4 月期	2019 年 4 月期	2020 年 4 月期	2021 年 4 月期
直　営　店	327	345	365	386
加　盟　店	375	386	382	378

（単位：店）

7　加盟者の店舗に関する事項

・直近３事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年　度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2019 年 4 月期	24 店
2020 年 4 月期	16 店
2021 年 4 月期	21 店

・直近３事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年　度	契約を中途で終了した加盟者の店舗数
2019 年 4 月期	16 店
2020 年 4 月期	25 店
2021 年 4 月期	33 店

・直近３事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年　度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2019 年 4 月期	134 店	0 店
2020 年 4 月期	147 店	0 店
2021 年 4 月期	107 店	0 店

8　訴訟件数

直近５事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年　度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2017 年 4 月期	0 件	0 件
2018 年 4 月期	0 件	0 件
2019 年 4 月期	0 件	0 件
2020 年 4 月期	0 件	0 件
2021 年 4 月期	0 件	0 件

※訴訟が提起された期をもって記載しております。

第Ⅱ部　フランチャイズ契約の要点

１　契約の名称

タリーズコーヒーフランチャイズチェーンに加盟される際に締結する契約の名称を『タリーズコーヒーフランチャイズチェーン加盟契約書』と称します。

以下、タリーズコーヒーフランチャイズチェーンを「本チェーン」、タリーズコーヒーフランチャイズチェーン加盟契約を「加盟契約」と称することがあります。

２　売上・収益予測についての説明

本チェーンに加盟されるにあたって、本部が加盟店に対し、経営指標等に関する何らかの予測が提示された場合であっても、当該予測通り達成できることを保証するものではなく、また、本部は加盟店の売上・利益等について、一切保証することはありません。

３　加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

⑴加盟金

①金　銭　の　額　金８００万円（消費税別）

②性　　質　本チェーンの加盟店として加盟契約に基づき本チェーン店舗を１店舗、自ら開店する権限付与、商標等の使用、マニュアル等のノウハウの開示、情報提供その他の支援への対価です。

③お支払いの時期　加盟契約締結日までにお支払い頂きます。

④お支払いの方法　本部が指定する銀行口座にお振込み頂きます。

⑤そ　の　他　中途解約、解除、契約満了その他いかなる場合であっても、その理由の如何を問わず返還されません。

⑵加盟保証金

①金　銭　の　額　金１００万円

②性　　質　加盟契約に基づいて加盟店が本部に対して負うこととなる債務の担保として本部に預託頂きます。

③お支払いの時期　店舗の引渡し日までにお支払い頂きます。

④お支払いの方法　本部が指定する銀行口座にお振込み頂きます。

⑤そ　の　他　加盟契約終了後加盟店が所定の手続きを完了した後、本部に負っている債務を清算した残りの金額を速やかに返還します。

ただし、加盟契約期間中に中途解約する場合は返還されません。

⑶その他

加盟店が本チェーンの店舗にふさわしい開店場所を自ら確保し、かつ当該開店場所が加盟店において４号店目以降の店舗である場合、開店に際して加盟店が負担する初期投資額のうち、金２００万円を値引きします。

4　オープンアカウント、売上金等の送金

本チェーンでは原則としてオープンアカウント等の売上金の送金は行っておりません。但し、出店場所によっては、店舗物件の賃貸人に売上金の預託をしなければならないケースがありますが、その場合の売上金の返還方法等については、別途契約を締結して定めます。

5　金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

金銭の貸付・貸付のあっせんは行っておりません。

6　加盟店に対する商品の販売条件に関する事項

⑴　加盟店に販売又はあっせんする商品の種類

本チェーンの統一性および信用を保持する為、加盟店は、食材、商品、営業用消耗品および什器・備品のうち本部が指定する物品については、本部または本部の指定する業者から供給を受けるものとします。

⑵　商品等の供給条件

加盟契約の締結により、継続的に食材、商品等を供給いたします。

⑶　配送日・時間・回数に関する事項

商品の配送日・時間・回数については、注文商品の種類、店舗の立地、店舗の営業時間などの諸条件により異なります。詳細は、出店店舗が決定した際に本部よりご説明いたします。

⑷　仕入先の推奨制度

本チェーンの統一性を保持するため、原則として商品は本部もしくは本部の指定する業者から購入して頂きます。

⑸　発注方法

本部の指定する発注システムにより発注をして頂きます。

⑹　売買代金の決済方法

本部から仕入れた食材、商品等の代金は、毎月末日を締切日として、翌月２０日（２０日が休日の場合は前営業日）までに本部が指定する銀行口座に振込んで頂きます。

⑺　返品

商品に欠陥等があった場合に限り返品、商品の交換、または売買代金の減額のいずれかをさせて頂きます。

⑻　在庫管理

購入された商品の在庫管理は加盟店で行って頂きます。

⑼　販売方法

本チェーンの統一性を保持するため､本部が指定するメニューその他の商品およびサービスを提供して頂きます。

⑽　商品の販売価格について

本チェーンの統一性を保持するため､本部が定める標準価格を基本として販売して頂きます。

7　経営の指導に関する事項

⑴　加盟に際しての研修等実施の有無

開店に先立ち加盟研修を実施します。

⑵　加盟に際し行われる研修の内容

加盟研修は、別途本部が定めるカリキュラムに基づく講義と実技指導を行います。講義は本部もしくは本部指定場所で、実技指導は本部直営店舗もしくは本部指定の店舗で実施する予定です。

加盟店は、店舗運営に専属で従事する加盟店本人または従業員のうち２名以内について、無料で受講する権利を有します（少なくとも店長１名を受講させる義務を負うものとします)。

ただし、受講に要する交通費、宿泊費等の実費は加盟店の負担となります。なお、加盟店が２名を越える従業員等について加盟研修の受講を希望する場合は、別途本部が定める研修費用をお支払い頂きます。

また、加盟店の店舗運営能力が、本チェーン全体の水準に比して著しく劣り、店舗の運営に支障を来す可能性がある場合には、本部が指定する各種の補充研修・再研修を自己の費用で受講してこれを終了することを要します。

⑶　加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数

①指導員による巡回指導

・本部の指導員が、本部所定のプログラムに基づき各店を定期的に（原則として２ヶ月に１回程度）巡回訪問して、店舗運営の全般にわたり指導および技術援助を行います。

・加盟店より要請を受けたときは、本部はその都度指導員を店舗に派遣して個別指導しますが、この場合の個別指導費用として、本部所定の日当を別途お支払い頂きます。

尚、上記指導員派遣に要する交通費、宿泊費等の実費は、加盟店にて別途負担頂きます。

②指導員による開店指導

・店舗の開店に際し、本部の指導員（原則として１名）を、開店日の３日前から開店日の３日後までを限度として派遣いたします。

その他、詳細については本部と加盟店が別途協議の上、決定いたします。

・店舗の開店に際しての指導員の派遣は、総指導時間計１００時間までの対価は無償とし、加盟店がこれを超える時間の派遣を希望した場合は、別途タイムチャージを本部にお支払い頂きます。

尚、上記指導員派遣に要する交通費、宿泊費等の実費は、加盟店にて別途負担頂きます。

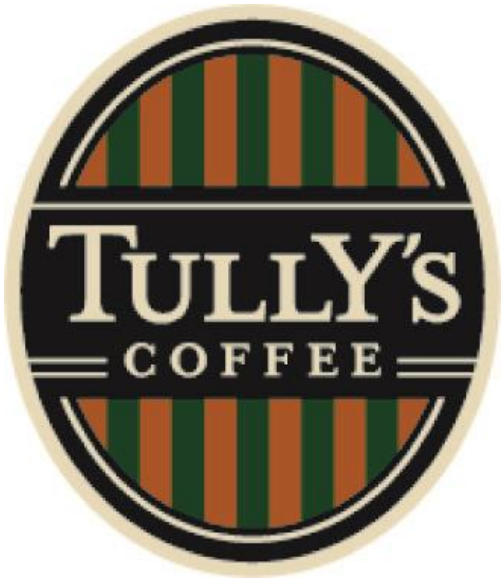
⑷　その他研修会の実施

本部が主催する各種会議、研修会、勉強会その他の会合に加盟店自ら参加し、または加盟店の従業員の方に参加して頂きます。

８　使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

⑴　当該使用させる商標、商号その他の表示

加盟店は本部が別途定めた店舗名称、登録商標、サービスマークを使用できます。



登録番号第４８６４８０７号の１



登録番号第４３５７６６８号の１

⑵　当該表示の使用についての条件

前記の商標等は、加盟契約に基づく本チェーン店舗の経営を目的とすること以外に使用できません。また、使用に際しては本部の指示を守っていただく必要があり、不正競争防止法その他の法律に違反するおそれのある使用行為をすることができません。

また、加盟店は、本部が定めた標識が本部に帰属する権利であることを承認し、本部の指示に基づき、看板・ラベル・チラシ・パンフレット・名刺その他、店舗に関する物品に、これを使用するものとします。

加盟契約が終了したときは、ただちに前記の商標等の使用を中止し、契約終了の日から３０日以内に店舗その他の事業所から、本部の商標その他加盟店であった事柄を示す一切の表示を抹消、撤去し、あわせて商号登記、電話加入権および電話帳登録名義、銀行登録名義等登記登録名義の変更をして、加盟店関係が終了したことを第三者に正確に判断できる状態にする必要があります。

９　契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項

⑴　契約期間

加盟契約の期間開始日は、加盟契約締結日とし、終了日は店舗の新規オープン日より満５ヶ年目の日とします。

ただし、加盟契約締結日より６年が経過しても開店できなかった場合は、加盟契約の効力は自動的に消滅します。

⑵　契約の更新の要件及び手続き

本部と加盟店双方のいずれかより加盟契約期間満了の１８０日前までに書面で更新しない旨の通知がない場合には、加盟契約はさらに同一内容で自動的に２年間更新され、以後の期間満了の場合も同様となります。

更新料は金５０万円（別途消費税）ですので、加盟店は、加盟契約期間満了の１７０日前までに本部の指定する銀行口座に振り込んでお支払い頂きます。本部が収受した更新料は理由の如何を問わず一切返還致しません。また、この期限までに加盟店が更新料全額を支払わなかった場合は、加盟契約は自動更新されないことになります。

⑶　契約解除の条件及び手続き

(ｱ)　解除の条件

加盟店が次の一に該当する場合には、本部は何ら催告なくして加盟契約を解除することができます。

①　自ら振出または引受をした手形もしくは小切手が不渡りとなる等支払不能状態または信用不安状態に陥った場合。

②　第三者から、差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申し立てを受け、または破産、民事再生、任意整理、特別清算もしくは会社更生手続の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てた場合。

③　加盟店自身または代表者が、事故、死亡等のやむを得ない理由により店舗の営業を継続することが困難と認められる場合。

④　加盟契約締結後 12 ヶ月以内に店舗建築（内装を含む）の着工に至らず、もしくは加盟契約締結後 15 ヶ月以内に店舗の開店に至らない場合。ただし、本部の書面による承諾があるときは、これらの期間を延長できるものとします。

⑤　加盟店自身または代表者が後見開始の審判または失踪宣告の申立を受け、もしくは自ら申し立て、あるいは逮捕もしくは刑事訴追を受けた場合。

⑥　本部および他の加盟店の信用もしくは名誉を著しく損なう言動もしくは行為があった場合。加盟店の役員・従業員の行為も加盟店の行為とみなします。

⑦　虚偽の営業報告を行った場合。

⑧　加盟店もしくは店舗の営業もしくは経営に暴力団（構成員および準構成員個人を含む）を関与させ（資本による参加および役員としての参加を含む)、またはこれらの者に対し店舗への出入りを許容した場合。

⑨　経営主体もしくは資本構成に大幅な変更が生じた場合。

⑩　その他加盟店が加盟契約の一にでも違反し、本部が相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、是正されない場合。

⑪　賃貸借契約、物品供給契約等、店舗を営む上で必要な本部加盟店間の契約に違反し、本部が相当な期間を定めて是正を求めたにもかかわらず是正されない場合。

⑫　物品購入代金等の支払いを遅延し、本部が相当な期間を定めて是正を求めたにもかかわらず是正されない場合。

(ｲ)　複数の店舗を有する場合の扱い

加盟店が本チェーンにつき複数の店舗を有する場合において、その内の１つの店舗に関する加盟契約につき契約解除または解約がなされた場合は、本部は、加盟店の経営する他の店舗に関する加盟契約についても、何ら催告なくしてこれを契約解除することができます。

(ｳ)　開店前における加盟店からの解約権

店舗の開店前において、原則として加盟契約の解約権はありません。

⑷　契約解除によって生じる損害賠償金の額、その他義務の内容

①　本チェーン標識、設備・備品等の使用を直ちに中止し、マニュアル等の一切の物品およびその複製物を、直ちに加盟店の負担で本部に返還頂きます。

②　契約解除の原因となった行為、およびこれに伴い本チェーンの信用を著しく傷つけたことによって本部が被った損害額について、賠償を請求することがあります。

１０　加盟店が定期的に支払う金銭に関する事項

⑴　お支払いいただく金銭の算定方法

①　ロイヤルティ　　総売上高の５％相当額＋消費税

②　販促協力金　　総売上高の２．５％相当額＋消費税

尚、ここに言う総売上高は、加盟店が店舗で販売し、または提供した全ての商品（本部またはその指定業者が納入したと否とを問いません）及びサービスの売上高の総額を指すものとします。

⑵　金銭の性質

①　ロイヤルティは、本部による次の事項の対価として納めて頂きます。

・継続的な指導・援助

・商品・レシピ・メニューの開発

・商標等の使用

②　販促協力金は、本チェーン全体の価値を高めるために行う、次の事項に関する費用として納めて頂きます。

・本チェーン全体の広告宣伝・販売促進活動のための費用

・セールス・キャンペーン実施のための費用

・その他本チェーンのブランドイメージ確立のための費用

⑶　支払い時期

毎月末日を締切日として、翌月２０日（２０日が休日の場合は前営業日）までにお支払い頂きます。

⑷　支払い方法

本部が指定する銀行口座に振り込んで頂きます。

（振込手数料は加盟店負担となります）

１１　店舗の営業時間・営業日・休業日

店舗の営業時間・営業日・休業日については立地条件その他を勘案し本部と加盟店との間で協議の上決定するものとします。店舗開店後に営業時間・営業日・休業日を変更する際には事前に本部の書面による承認が必要です。

１２　テリトリー権の有無

出店予定区域内における独占営業権（テリトリー権）はありません。そのため、将来、出店予定区域内やその近隣地区において、本部直営店または他の加盟店を出店させることがあります。

１３　競業禁止義務の有無

加盟店は、加盟契約期間中および加盟契約終了後２年間は、自らコーヒー店などの類似する営業を行い、もしくは第三者をして行わせ、または第三者が行う類似営業に関与してはなりません。

１４　守秘義務の有無

⑴　加盟店は、加盟契約に基づき知り得た本部および本チェーンに関する運営、技術等の事項一切を営業秘密として保持し、これを第三者に漏洩してはなりません。

⑵　加盟店は、本部より交付または貸与されたマニュアル、書類、資料等を、第三者の目に触れないように厳重に保管し、本部の書面による事前承諾なくして、自ら転写、複写等をし、もしくは第三者をして閲覧、転写、複写等をさせてはなりません。

⑶　加盟店は、自店の従業員（アルバイトも含む）および組織員に対しても、上記守秘義務を遵守させなければなりません。

⑷　加盟店は、加盟契約終了後も上記守秘義務を負います。

１５　店舗の構造と内外装についての特別義務

⑴　加盟店は、本チェーンの統一性を保持する為、本部または本部の指定する業者に店舗の内外装を設計および施行させます。

⑵　加盟店は、本チェーンの統一性を保持する為、本部または本部の指定する業者より設備、什器・備品その他の付属設備を購入し設置して頂きます。

ただし、加盟店が加盟契約締結以前に購入していた備品等で、本部が定める仕様および規格に合致すると認められる場合は、本部の事前承諾を得てこれを使用するこ

とができます。

１６　契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

⑴　契約違反をした場合の違約金の定め

・競業避止義務に違反した場合　平均ロイヤルティの３０ヶ月分または金６００万円のいずれか高い金額

・守秘義務に違反した場合　平均ロイヤルティの３０ヶ月分または金６００万円のいずれか高い金額

⑵　その他の義務

加盟店は、本部に対して、年に１回、加盟店の会計年度末から２ヶ月以内に貸借対照表、損益計算書等を提出して頂きます。

尚、本部が加盟店に対し、上記書類の提出を求めた時は、いつでも提出して頂きます。

１７　事業活動上の損失に対する補償の有無

事業活動上の損失に対する補償は行っておりません。

「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項　　目	頁数
フランチャイズ契約のご案内	1
タリーズコーヒーフランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ ～フランチャイズ契約を締結する前に～	2
第Ⅰ部　タリーズコーヒージャパン株式会社とフランチャイズシステムについて 1　当社の経営理念	5
2　本部の概要 社名・代表者氏名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の親会社名称・所属団体・沿革	6
3　会社組織図	8
4　役員一覧	9
5　直近３事業年度の貸借対照表および損益計算書	10
6　売上・出店状況（直営店・加盟店別）	11
7　加盟者の店舗に関する事項 ・直近３事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近３事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数 ・直近３事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	12
8　訴訟件数	12
第Ⅱ部　フランチャイズ契約の要点 1　契約の名称	13
2　売上・収益予測についての説明	13
3　加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額、②性質、③お支払いの時期、④お支払いの方法、⑤その他	13
4　オープンアカウント、売上金等の送金	14
5　金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率	14
6　加盟店に対する商品の販売条件に関する事項 (1)加盟店に販売又はあっせんする商品の種類、(2)商品等の供給条件、(3)配送日・時間・回数に関する事項、(4)仕入先の推奨制度、(5)発注方法、(6)売買代金の決済方法、(7)返品、(8)在庫管理、(9)販売方法、(10)商品の販売価格について	14

7　経営の指導に関する事項	15				
8　使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	16				
9　契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項　(1)契約の期間、(2)契約の更新の要件及び手続き、(3)契約解除の条件及び手続き、(4)契約解除によって生じる損害賠償金の額、その他義務の内容等	17-18				
10　加盟店が定期的に支払う金銭に関する事項　(1)お支払いいただく金銭の算定方法、(2)金銭の性質、(3)支払い時期、(4)支払い方法	18-19				
11　店舗の営業時間・営業日・休業日	19				
12　テリトリー権の有無	19				
13　競業禁止義務の有無	19				
14　守秘義務の有無	19	確認年月日		確　認　印	
15　店舗の構造と内外装についての特別義務	19-20	２０　年		説明者	加　盟 希望者
16　契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等	20	月　日			
17　事業活動上の損失に対する補償の有無	20				

２０　年　月　日

説明者

私、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、加盟希望者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の理解をいただきました。

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

加盟希望者

私、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について、説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印